

平成 3 0 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

3 月臨時会
(3 月 29 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 2 号〉

平成 30 年 3 月

彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録目次

第 2 号 3 月 29 日（木）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	1
会議に欠席した議員	1
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
会議に欠席した説明員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名（6 番 西澤申明君、7 番 木下茂樹君）	3
会期の決定	3
議案第 2 号再議上程（管理者提案説明）	3
議案第 2 号再議（質疑・討論）	4
12 番 澤田源弘君 質疑	4
植田建設推進室長 答弁	5
6 番 西澤申明君 質疑	6
金田総務課長 答弁	7
植田建設推進室長 答弁	8
6 番 西澤申明君 再質疑	9
植田建設推進室長 答弁	9
6 番 西澤申明君 賛成討論	9
議案第 2 号再議（採決）	10
閉会	10
付録	
全員協議会（平成 30 年 3 月 29 日）	11

3月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録（第2号）

平成30年3月29日（木）

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第2号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算に係る再議について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第2号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算に係る再議について

会議に出席した議員（19名）

1番	木村修君	11番	夏川嘉一郎君
2番	獅山向洋君	12番	澤田源宏君
3番	大橋富造君	13番	中野正剛君
4番	北川和利君	14番	杉原祥浩君
5番	山内善男君	15番	小菅雅至君
6番	西澤伸明君	16番	安澤勝君
7番	木下茂樹君	17番	河村善一君
8番	西澤清正君	18番	高橋正夫君
9番	北川元気君	19番	西川正義君
10番	安藤博君		

会議に欠席した議員（0名）

議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本公志
事務局次長 金田憲治

事務局副主幹 藤野知之
書記 高橋大

会議に出席した説明員

管理者 大久保 貴 君
副管理者 有村 国 知 君
副管理者 伊藤 定 勉 君
副管理者 野瀬 喜久男 君
副管理者 久保 久 良 君
会計管理者 和 気 豊 文 君

事務局長 橋本公志 君
総務課長 金田憲治 君
紫雲苑場長 川那部 晴朗 君
建設推進室長 植田 亮平 君
中山投棄場長 野瀬 次夫 君
建設推進室主幹 村上 義一 君
建設推進室主幹 宮川 伸夫 君

会議に欠席した説明員

副管理者 山根 裕子 さん

午後 2 時 04 分開会

○議長（西川正義君） それでは、ただいまから、平成 30 年 3 月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、19 名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成 30 年 3 月臨時会は、成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

○議長（西川正義君） 日程第 1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。議席は、ただいま、このご着席の議席といたします。12 番 澤田源宏君、17 番 河村善一君、18 番 高橋正夫君の議席といたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（西川正義君） 次に日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、6 番 西澤伸明君、7 番 木下茂樹君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（西川正義君） 次に、日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日、1 日間といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

日程第 4 議案第 2 号 平成 30 年度（2018 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算に係る再議について

○議長（西川正義君） 次に、日程第 4、議案第 2 号 平成 30 年度（2018 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算に係る再議についてを議題といたします。管理者から再議に付した理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、今臨時会に提案をいたしました議案第 2 号 平成 30 年度（2018 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算に係る再議につきまして、ご説明を申し上げます。

これは去る 2 月 27 日の平成 30 年 2 月組合議会定例会におきまして、修正可決いただきました議案第 2 号 平成 30 年度（2018 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算は、平成 29 年 6 月 22 日にパシフィックコンサルタンツ株式会社 滋賀事務所と契約を締結いたしました履行期間を平成 29 年 6 月 22 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定等委託業務の平成 30 年度における支出額でございます 460 万 1 千円を削除する修正が行われた

という議決でございます。しかしながら、当該業務につきましては、地方自治法第214条の規定によりまして、債務負担行為を定めた平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算が可決されております。それにより契約締結をし、事業執行しているものでございます。その経費につきましては、契約締結時に支出をすべき義務が確定しているものでございます。このことから、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務の委託料 460万1千円の削除は、地方自治法第177条第1項第1号に規定をする義務に属する経費を削除するものでございますことから、再議に付するものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西川正義君） これより、質疑を行います。質疑の発言通告書が2名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、12番 澤田源宏君、6番 西澤伸明君といたします。なお、質疑につきましては一括質疑、一括答弁でございますので、質疑は一括でお願いいたします。12番 澤田源宏君。

○12番（澤田源宏君） 12番 澤田源宏です。少し議案とずれるところもあると思いますが、初めてということでお許しをいただき、発言させていただきます。

再議の理由は、債務負担行為を定め

た平成29年度の一般会計予算が可決され、これにより同年6月22日付けで業務委託契約を締結し、執行しているものであり、契約締結時に支出すべき義務が確定しており、義務的経費の削除に該当すると説明されています。ついては、下記のとおり質問します。

業務委託契約締結時期についてです。

候補地が決まっていない段階で定められた債務負担行為によるものですが、6月19日に予期せぬ竹原を候補地に決定し、公表もしていない僅か3日後に、業務委託契約の締結です。慎重さに欠けていたとは思われませんか、お尋ねします。

次に業務委託契約の変更規定について説明を求めます。

3年契約で履行期間は、平成29年6月22日から平成32年3月31日となっておりますが、不測の事態に備え、履行の内容や期間に変更の必要が生じた場合、契約書にその規定があるべきと思いますが、説明を求めます。

次、義務的経費の削除について質問します。

去る3月25日の年度総会で、竹原に隣接する蚊野自治会が反対表明を決定されました。加えて、近く同じ結論を出される予定の同学区の集落もあると、地元住民より連絡を受けました。住民が訴えているのは、竹原が建設地にふさわしくないということで

す。反対運動は収まるどころか拡大の一途です。したがって、現状における竹原に関する予算は、地元議員として当然、反対です。本件を義務的経費の削除と、とらえず、すでに契約額の7割以上を支出していると思いますので、契約内容の変更で対処できないのか、考えてしまいますが、お考えをお聞かせください。以上です。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。
○建設推進室長(植田亮平君) 澤田議員からの質疑に順にお答えをさせていただきます。

では、標題1、業務委託契約締結時期についてのご質問にお答えをいたします。新ごみ処理施設の建設候補地につきましては、当初、平成29年3月末までに決定し、公表する予定でしたが、当組合管理者会におきまして、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会からの報告書を基に、実現の可能性やさまざまな施策との関連性なども加味した上で慎重に協議を重ねておりましたことから、当初の予定より決定時期が遅れ、平成29年6月に決定に至ったところでございます。また、パシフィックコンサルタンツ株式会社 滋賀事務所との彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務の委託契約は、平成29年6月22日に契約を締結しておりますが、本業務につきましては、建設候補地をどこに決定した場合でも必要となる業務であり、ま

た、施設規模の検討など建設候補地の決定に先行して進められる内容もあることから、平成29年度当初から仕様書の作成や業者選定等の事務を進めておきまして、結果的に平成29年6月22日の契約となったものでございます。したがって、建設候補地の決定時期と業務委託契約の時期は直接、関連するものではありませんので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

次に標題2、業務委託契約の変更規定についてお答えをいたします。本委託業務契約につきましては、契約書の別紙として委託業務契約約款を付けておきまして、その第8条におきまして業務内容の変更等の条項を設けております。内容といたしましては、第1項で、甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止し、もしくは履行期限の伸縮をすることができる、と規定をしております。この甲とは、彦根愛知犬上広域行政組合でございます。また同じく、第3項におきまして、第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議してこれを定めるものとする、と規定をしております。この乙とは、パシフィックコンサルタンツ株式会社 滋賀事務所でございます。なお、この条項によりまして、甲である当組合の事情で契約の内容に変更が生じた場合には、損

害賠償請求が発生する可能性がございます。

最後に標題3 義務的経費の削除についてのご質問にお答えをいたします。今回、再議をお願いしております平成30年度一般会計予算の委託料460万1千円は、昨年2月24日の平成29年2月組合議会定例会におきまして、地方自治法第214条の規定により債務負担行為を定めまして平成29年度一般会計予算を可決いただいておりますことから、それにより契約を締結し、事業執行している彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定等委託業務の平成30年度における支払額でございます。その経費につきましては、契約を締結したときに支出をすべき義務が確定したものであり、当該委託料を削除されますと契約上の義務を果たし得ないこととなりますことから、義務に属する経費の削除として、地方自治法第177条第1項第1号の規定により、再議に付すものでございます。なお、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務につきましては、平成30年度は施設整備基本計画策定の業務や住民説明会の開催支援業務など五つの業務を行っていただくものでございますが、現時点で建設候補地でございます竹原区が建設地となり得るかを確認するためにも必要な業務であると考えておりますことから、現時点で契約変更は予定をし

ておりませんので、ご理解賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

○議長（西川正義君） 再質疑、ございますか。

○12番（澤田源宏君） 結構です。

○議長（西川正義君） それでは続きまして、6番 西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 6番 西澤です。

質問、一つ目ですが、現在、進めている彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定委員会での協議は愛荘町竹原地区を前提としたものであるとのことだが、竹原地区は建設候補地であり、建設地は未確定だとの認識なのかどうか。これは、再確認のつもりです。

二つ目に義務的経費の定義をお尋ねします。債務負担行為を定めた彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定等委託業務に関わる経費は人件費や水光熱費などの固定経費とは同等ではなく、契約変更可能な経費と位置づけられるのではないか。この認識をご説明ください。

三つ目は、3番目は三つの質問が中に入っています。債務負担行為を定めた時期は2月24日であり、この時期は2月13日に建設候補地選定結果報告書が決定されたのみであります。それも非公開です。建設候補地すら特定されていない。さらに、6月19日に管理者会の総意ではなく、大久保管

理者の責任として、竹原に決定として
います。その後、8月30日には、新
ごみ処理施設の設置位置を定め、また
は変更すること、が議会議決を要する
事項と定める条例が制定されていま
す。これらの事実から、竹原地区への
建設を想定した具体的な準備作業、施
設整備基本計画策定などですね、その
ものも議会に諮る必要があるのでは
ないか。これが1点です。あるいは建
設地が確定した後に施設整備基本計
画策定を進めるべきではないのか。こ
れが二つです。なのに竹原地区を前提
に施設整備基本計画策定を進めるの
は大変矛盾しており、住民合意と議会
制民主主義を軽視していると考えら
れるが、この見解をお尋ねします。

四つ目に、新ごみ処理施設の設置位
置を定め、または変更すること、が議
会議決を要する事項と定める条例制
定を受けて、竹原地区が建設地とな
るかどうかも未確定の現在では、パシ
フィックコンサルタンツ株式会社 滋賀
事務所に契約変更を申し出るのが筋
ではないのかと思っています。これに
ついて、ご見解、説明ください。

五つ目は建設地未確定の状態での
予算支出は将来、無駄な投資となる可
能性があり得ることから、抑制的でな
ければならないのではないかと考え
ますが、見解をお尋ねします。

○議長（西川正義君） 総務課長。

○総務課長（金田憲治君） それでは
まず最初に私の方から、要旨（2）の

義務的経費をどのように認識されて
いるか、また債務負担行為を定めた委
託業務に関わる経費は契約変更可能
な経費ではないかというお尋ねにお
答えさせていただきます。

義務費とは、地方自治法第177条
第1項第1号に定められており、国が
行う国道の管理に関する経費や市町
村が支弁した生活保護費について都
道府県の負担に要する経費などの、法
令により負担する経費、河川負担金や
道路負担金などの、法律の規定に基づ
き当該行政庁の職権により命ずる経
費、および、法令により負担する経費、
法律の規定に基づき当該行政庁の職
権により命ずる経費、以外の経費で、
法律または政令により普通地方公共
団体の義務的能力に属する事務に要
する経費、普通地方公共団体の組合の
分賦金等や契約代金、損害賠償に基づ
く弁償金等の私法上の原因による債
務などの、その他の普通地方公共団体
の義務に属する経費、であると逐条地
方自治法に記載されております。再議
書の理由にありますとおり、彦根愛知
犬上地域新ごみ処理施設整備基本計
画策定等委託業務は、地方自治法第2
14条により、債務負担行為を定めた
平成29年度（2017年度）彦根愛知
犬上広域行政組合一般会計予算が
可決されており、債務負担行為として
予算で定めた案件については義務費
として歳入歳出予算に計上されるこ
ととなります。また、それにより契約

締結し執行しておりますので、その経費については、契約締結時に支出すべき義務が確定したものであります。なお、契約変更につきましては、契約上、可能ではありますが、現時点で建設候補地である竹原区が建設地となり得るかを確認するためにも必要な業務であると考えておりますことから、現時点で契約変更は予定しておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西川正義君） 西澤議員、すいません。最初ですね、要旨（１）の質問ですが、この分につきましてはですね、今回のこの議題にですね、会計予算に係る再議でございますので、そぐわないと思いますので、一応、発表だけはしていただきましたけども、答弁は控えさせていただくということで、事務局の方が言うておりますので、ご了解をいただきたいと思います。建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平君） 失礼します。私からは、要旨（３）から（５）につきましてお答えをさせていただきます。

まず、要旨（３）につきましては、現時点で建設候補地である竹原区が建設地となるためには、地域住民や議員の方々の一定のご理解が必要であると考えており、そういった面で、皆様に具体的にご検討いただく上においても、基本計画を策定し、具体的な内容をお示しすることで、さまざまな

ご意見がいただけるものと考えております。また、この基本計画は、より具体的、効果的に環境アセスメントや断層調査などの各種調査を実施する上でベースとなる計画でもございます。今後、さまざまな状況に十分に配慮しながらではございますが、可能であれば、現地での各種調査を実施し、竹原区が建設地となり得るかを確認いたしますとともに、その結果をお示ししながら、地域住民の方々の不安を解消してまいりたいと考えておりますことから、現在、計画策定に取り組んでいるところでございます。したがって、住民や議会を軽視して、事業を進めようとしているものではございませんので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

次に要旨（４）につきましては、今ほどもお答えをいたしましたとおり、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務は、現時点で建設候補地である竹原区が建設地となり得るかを確認するためにも必要な業務であると考えておりますことから、現時点で契約変更は予定をしておりませんので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

最後に、要旨（５）につきましては、議員ご指摘のとおり、無駄な予算支出を避けることは当然であると考えておりますが、繰り返し申し上げますとおり、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務は、

現時点で必要な業務であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

○議長（西川正義君） 西澤議員、再質問は。西澤議員。

○6番（西澤申明君） 要旨（2）のところに关わることであります。現在の時点で、建設地になるかどうかの調査に入れる状態すらも、今、ないというのが現状ではないかというように思うんですね。そうしますと、その辺で契約を、パシフィックと交わした問題でも再契約、つまり変更の条項が、澤田議員の質問でも設定をされていることがありました。道理をとおして、パシフィックコンサルタントとの変更の契約を開始できるという状況ではないのかと、その決断がいるんじゃないかというように思うんですが、見解を求めます。

○議長（西川正義君） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平君） 失礼いたします。今ほど申しましたとおり、この基本計画を策定させていただいた場合には、この基本計画をベースに各種調査に入っていきたいという思いは持っているところでございます。しかしながら一方で、基本計画とこの各種調査というところの関係でございしますが、このパシフィックコンサルタントと契約を交わしております契約の中で調査に入ることが、この基本計画を策定する条件にしてというようところで契約を巻いてい

るわけではございませんので、当然、関連をしていくものでございますが、まずは基本計画を策定するという部分におきましては、現時点におきまして契約変更の必要はないというふうに考えているところでございます。

○議長（西川正義君） 西澤議員、再々質疑はよろしいですか。

○6番（西澤申明君） はい。

○議長（西川正義君） 以上で質疑を終結いたします。

○議長（西川正義君） これより、討論を行います。討論は、ありませんか。西澤議員。他に討論はございますか。西澤議員、お願いいたします。

○6番（西澤申明君） 6番 西澤です。

今回、提出されている再議は町村議会議長会発行の議員必携を参照しますと、災害復旧経費、感染症予防経費などとは区別をして、地方自治法で定められている首長の一般的拒否権に当たるものだと考えます。そこで、先の定例会で減額修正された460万1千円の予算は、職員の給与や水光熱費などの固定経費とは性質が異なるものだと考えます。政策、ここでは新ごみ処理施設整備を進めるための準備的政策経費に当たり、しかも個別の契約によって成り立っている経費だと考えます。しかるに昨年、建設地の選定は議会の議決事項であるとする条例が制定されたにもかかわらず、現在、管理者はその建設地ではなく建設候

補地として竹原区を前提とした基本計画策定業務の委託を継続しようとしています。この基本姿勢をあらためなければ、重大な矛盾をいくつも抱えざるを得なくなることを指摘しなければなりません。つまり、昨日の検討委員会で事務局側が説明したように、今後、竹原区を対象とした地質調査、環境アセスメントの委託事業へと突き進み、建設地未確定の状態でも大な予算を執行しなければならなくなる矛盾です。もちろん、建設候補地から建設地に確定していく過程では、地質調査や環境アセスメントなどが必須条件であることは理解できます。しかし、応募候補地を非公開で進めたこと、管理者の決定経過が大変不明瞭なこと、約8割を占める彦根市内のごみ処理を遠方地の愛荘町竹原区に運搬する費用は莫大になること、その上、竹原区周辺住民の反対が根強いことなど、また建設地に適しているかどうかの調査に入る以前の問題で竹原区を建設地に確定するには当初からさまざまな困難を抱えています。これらを管理者が真摯に受け止めていただいて、契約相手であるパシフィックコンサルタンツ株式会社 滋賀事務所に契約変更交渉を申し出ることが先決ではないでしょうか。昨年、議会議決を要する事項と定められた以上、竹原区を前提とする支出を控えることこそ、議会制民主主義を守り、住民合意を尊重する行政運営であり、無駄な予

算執行を制限することにつながるものと確信します。この再議には私は道理に合わないと考えまして討論とさせていただきます。

○議長（西川正義君） 他に討論はございませんか。

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、採決を行います。なお、地方自治法第177条第1項の規定による再議は、過半数により決することとなります。お諮りいたします。本案を2月27日の議決のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立多数であります。よって、本案は先の議決のとおり決しました。

以上をもちまして、本日の日程は、全部終了いたしました。これをもちまして、平成30年3月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。皆様、ご苦労様でした。

午後2時32分閉会

会議録署名議員

議 長 西 川 正 義

議 員 西 澤 伸 明

議 員 木 下 茂 樹

全 員 協 議 会
(3 月 29 日)

平成 30 年 3 月 29 日(木曜日)

午後 2 時 00 分開会

○議長（西川正義君） 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

それでは、臨時会の開会前に、お時間をいただきまして、全員協議会を行いたいと思います。まず初めに、去る 3 月 4 日の愛荘町議会議員の任期満了に伴い、3 月 5 日に愛荘町議会臨時会において、役員改選が行われ、愛荘町議会から新たに当組合議会議員の選出がございましたので、理事者に関する報告事項と併せまして、また、本日の臨時会の欠席者につきまして、事務局から報告をさせます。

○事務局（橋本事務局長） 失礼いたします。事務局長の橋本でございます。

それでは、ご報告をさせていただきます。

このたび、愛荘町議会におきまして、当組合議会議員の選出がなされました。組合規約第 5 条第 4 項の規定による通知がございましたので、新たに選出されましたのは、澤田源宏さん、河村善一さん、高橋正夫さんの 3 名の方でございまして、当組合議会議員として就任されましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、ただ今ご紹介させていただきました議員の方々、一言、ご

あいさつを、それぞれその場でお願いいたします。

○12番（澤田源宏君） 澤田源宏です。初めてのことで何もわかりませんが、どうぞよろしく申し上げます。

○17番（河村善一君） 河村善一です。前回に引き続き、議員を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○18番（高橋正夫君） 続きまして、高橋正夫と申します。今回、初めてこの議会に参加させていただきました。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○事務局（橋本事務局長） ありがとうございます。続きまして、理事者に関するご報告をさせていただきます。本年 2 月に、任期満了に伴う愛荘町長選挙が執行され、有村国知さんが町長に当選されました。当組合副管理者として、ご就任いただくことになりましたので、ご報告をさせていただきます。

○副管理者（有村国知君） 皆様、こんにちは。有村国知でございます。どうぞ、よろしくお願ひを申し上げます。

○事務局（橋本事務局長） 最後に副管理者の山根彦根市副市長でございますが、公務のため欠席をしますのでご報告をいたします。以上でございます。

○議長（西川正義君） ありがとうございます。ただいま、事務局から報告のありました当組合議会議員として新たに就任されました議員の仮議席につきましては、ただいま、ご着席の議席といたします。これをもちまして、全員協議会を終わります。

次に、今臨時会の開会に当たり、管理者よりあいさつをお願いいたします。管理者。

○管理者（大久保貴君） 皆様、あらためまして、こんにちは。大変、お忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、当組合の運営に格別なるご理解、ご協力をいただいておりますことをあらためて厚くお礼申し上げるものでございます。

さて、本日の臨時会は、去る2月27日の定例会におきまして議決を頂戴いたしました議案第2号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算につきまして、再び議会のご意思を確認させていただく必要がございますことから、お集り願ったものでございます。何卒、慎重なるご審議の上、適切なるご議決を頂戴しますようお願い申し上げたいと存じます。簡単でございますが、冒頭に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（西川正義君） ありがとうございます。ありがとうございました。

午後2時04分閉会